

保険料の追納について

免除等の承認を受けた年度の保険料を平成 23 年度に追納する場合の額

	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
平成 13 年度の月分	15,350円			
平成 14 年度の月分	14,760円		7,380円	
平成 15 年度の月分	14,540円		7,270円	
平成 16 年度の月分	14,340円		7,170円	
平成 17 年度の月分	14,380円		7,190円	
平成 18 年度の月分	14,440円	10,830円	7,220円	3,610円
平成 19 年度の月分	14,470円	10,840円	7,230円	3,610円
平成 20 年度の月分	14,580円	10,940円	7,290円	3,640円
平成 21 年度の月分	14,660円	10,990円	7,330円	3,660円
平成 22 年度の月分	15,100円	11,320円	7,550円	3,770円

追納加算額は
ありません

保険料の免除や若年者納付猶予を受けた期間は、保険料を全額納付したときに比べ、受け取る年金額が少なくなります。

このため、これらの期間は、10年以内（例えば、平成 23 年 4 月分は平成 33 年 4 月末まで）であれば、あとから保険料を納付すること（追納）ができるようになっています。

保険料を追納する場合は、保険料の免除若しくは納付猶予を受けた期間の翌年度から起算して、3 年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

なお、平成 22 年度中に追納する場合の加算額を含めた具体的な追納額は、上の表のとおりとなります。

保険料の追納には納付書が必要です。納付書の発行は申込みが必要ですので、南福岡社会保険事務所・東峰村役場住民福祉課まで、お問合せください。

手続き（申請）について

東峰村役場の住民福祉課の窓口へ申請することになります。

なお、申請にあたり必要な添付書類は、下記をご覧ください

【必要な添付書類】

（必ず必要なもの、場合によって必要なもの）

国民年金手帳 または基礎年金番号通知書

前年（または前々年）所得を証明する書類

（原則として所得を証明する書類の添付は不要です）

この保険料免除等の申請を行うと、東峰村長に対して申請者ご本人、配偶者、世帯主の前年又は前々年の所得状況の証明を求め、その証明内容を年金事務所に提出することに同意したことになります。

通常、これらの書類を添付する必要はありませんが、1月1日()時点の住所と申請時点の住所が住所変更により異なる場合は、現在の住民票を登録している東峰村において前年(前々年)の所得を証明することができないため、前住所地の市区町村長から前年(前々年)の所得証明の交付を受けこの申請書に添付するか、または申請書にこれに相当する記載を受ける必要があります。

申請する月が1月から6月までの間である場合には、前々年所得の証明が必要となるため、前年の1月1日の住所地が基準となります。

退職(失業)した方が申請を行うときは、退職(失業)したことを確認できる書類

退職(失業)による特例により申請を行う場合は、雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写しを添付してください。

【申請は原則として毎年度必要です】

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されませんので、ご注意ください。

免除等のサイクル(始期と終期)は、7月から翌年6月までです(すべての市区町村において前年所得の証明が可能となるのが7月以降であるため)。このため、免除等の承認を受けている方が引き続き免除の申請をされる場合は、できる限り7月に申請をされるようお願いいたします。

なお、保険料全額免除または若年者納付猶予(一部納付を除く)が承認された方が、申請時に翌年度以降も申請を行うことをあらかじめ希望(申請書の申請者記入欄の「はい」に を付けてください)された場合は、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても、継続して申請があったものとして自動的に審査を行います。

免除等は、原則として申請日にかかわらず、7月から翌年6月まで(申請日が1月から6月までの場合は、前年7月から6月まで)の期間を対象として審査します。ただし、7月に申請する場合に限って、前年7月から前月の6月分までの期間(前サイクル分)についても申請することができます。7月に前サイクル分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出されるようお願いいたします。

免除制度の申請及び、お問い合わせ先は..

東峰村役場 小石原庁舎 住民福祉課(74-2311)
宝珠山庁舎 総合窓口(72-2311)

今月の納税	税目	固定資産税	第2期
		国民健康保険税	第1期
	納期限	8月1日(月)	
	口座振替日	7月25日(月)	

種別	当月分	前月分	増減
可燃ごみ	33,910	39,960	▲6,050
資源ごみ	5,620	6,720	▲1,100
粗大ごみ	50	710	▲660
合計	39,580	47,390	▲7,810

灰皿に重曹を入れておくと防臭になるうえ、タバコの吸いながら燃えるのを防ぎます。